

第四次久留米市環境基本計画（案）に対する 意見募集（パブリック・コメント）の結果について

令和8年2月13日（金曜日）から令和8年3月16日（月曜日）までの期間で第四次久留米市環境基本計画（案）についての意見募集（パブリック・コメント）を実施し、市民の皆様からのご意見を募集しておりましたが、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたのでご報告いたします。

なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しています。

1 募集結果

57件（9名・3団体）

方法	人数・団体	件数
インターネット（電子申請）	9	22
メール	1	12
持参	0	0
郵送	1	3
ファクス	1	20
合計	12	57

2 意見の内訳

区 分	件数
意見の趣旨に基づいて原案を修正するもの	2
意見の趣旨が原案に記載されているもの	6
資料編又は行動計画で取り扱うもの	5
意見に対して原案を修正しないもの	38
その他	6

No	章	項目	頁	意見の概要	区分	市の考え方
1	第1章	第1節 (2)環境問題の国内外の情勢の変化 国際社会の情勢	2頁	<p>国際社会の情勢について：生物多様性の国際目標として「昆明モントリオール生物多様性枠組」も明記することを提案します。</p> <p>「なぜ、市が生物多様性に取り組むのか」を事業者や地域住民に示し理解を得る観点から、「国際目標」「日本政府の目標」に言及することは重要と考えます。そのため、既に記載されている気候変動の国際目標（ネットゼロ目標）に加えて、ネイチャーポジティブについても生物多様性の国際目標を記載すべきと考えます。また、p.22の脚注で説明されている「30by30」についても、「昆明モントリオール生物多様性枠組」の23ターゲットのうちのターゲット3と明示すべきと考えます。</p> <p>（ご参考：栃木県那須塩原市の例 https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/material/files/group/13/LBSAP_nasushiobara.pdf）</p>	計画案を修正	<p>ご意見のとおり、昆明・モントリオール生物多様性枠組で、愛知目標の教訓を反映した数値目標が強化された国際目標が採択されています。</p> <p>「(2)環境問題の国内外の情勢の変化」に以下の通り追加記載するとともに、国際枠組みの構造資料などを資料編に記載いたします。</p> <p>【修正前】 (2) 環境問題の国内外の情勢の変化 国際社会の情勢 2023年に開催されたC O P 28(国連気候変動枠組条約第28回締約・・・ ○注釈5 温室効果ガス（GHG）の排出削減目標や気候変動への対策について議論される国連気候変動枠組条約締約国会議。</p> <p>【修正後】 (2) 環境問題の国内外の情勢の変化 国際社会の情勢 2022年に開催されたC O P 15(生物多様性条約第15回締約国会議)において、2010年に採択された愛知目標の取組の課題を踏まえ、<u>新たな国際目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。</u> 2023年に開催されたC O P 28(国連気候変動枠組条約第28回締約・・・ ○注釈5 <u>生物多様性条約の第15回締約国会議。保全及び持続可能な利用の目標等を各国で協議・決定する国際会議。</u> ○注釈6 温室効果ガス（GHG）の排出削減目標や気候変動への対策について議論される国連気候変動枠組条約締約国会議。 ※注釈の追加に伴い、以降の注釈番号を繰り下げる。</p>
2	第1章	第1節 これまでの成果と課題 (1) 取組の成果	4頁	<p>数値化だけでは市民や企業への浸透はしにくいと考えます。成果指標の状況の数値もこの数値化により各家庭や企業でいくら金額的に収支を改善できたかも示すべきだと考えます。これは簡単に計算できると考えております。</p>	計画案どおり	<p>費用効果などの揭示は市民の理解・関心を高めるうえで有効だと認識しています。ご意見は施策の推進や周知啓発に取り組む上での参考とさせていただきます。</p>
3	第1章	第1節 これまでの成果と課題 (2) 課題	5頁	<p>各校区自治会が寄与している点も考慮すべきで久留米市職員も積極的に自治会に加入し、計画にあげてある環境改善に取り組む姿勢が大事だと考えます。下記にも協働が上げられています、行政職員も多くが市民であるので必須だと考えます。</p>	計画案どおり	<p>地域における協働の取組には、自治会等をはじめとした地域のつながりが重要であると認識しております。ご意見は協働の取組を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

No	章	項目	頁	意見の概要	区分	市の考え方
4	第1章	第1節 これまでの取組の成果と課題 (2) 課題	5頁	「電気料金などのエネルギー代金の市外流出など」について、久留米市の状況を具体的に市外流出する理由を付けること。 (理由) なぜ、市外流出するのか、またどんなエネルギーを指しているのか不明なので。	計画案を修正	ご意見を踏まえ、注釈18に以下のとおり、追加記載します。 【修正前】 ○注釈17 石油や電気などのエネルギー費用が、域外の企業に支払われ、地域経済からお金が流出してしまう現象。 【修正後】 ○注釈18 石油や電気などのエネルギーを供給する企業が市外にあり、その費用が地域経済から流出してしまう現象。環境省 地域経済循環分析2022によると、市内総生産(10,254億円)のうち、約5.9%(601億円)がエネルギー(電気・石油・天然ガスなど)代金として市外事業者等に流出している。
5	第1章	第3節 対象とする分野など	7頁	表の通りですが、交通体系も含めて改善しないと久留米市の道路事情は非常に悪く、安全に通学・通勤が出来にくいと考えています。やはり、歩道や車道の分離及びエコな自転車が安全に通行できる計画は必須だと思います。公共交通機関も同時に久留米市と協同し改善が求められると思います。結果、住みやすいまちになり、ガソリンの消費が抑えられ健康にも寄与すると考えます。計画を立案するにあたり都市計画も一緒に年次計画を立て計画的に進めるべきだと考えます。	計画案どおり	本計画では環境分野における施策の方向性を示しています。交通や都市整備に関する関係分野とも連携し取組を進めていきます。
6	第1章	第5節 計画の期間	8頁	未来デザイン計画も拝見しましたが具体性に欠けると感じました。更に市民が理解し計画の見える化が必要だと感じました。	資料編又は行動計画	環境像の実現にむけ、着実に施策を推進するための行動計画の中で、具体的な施策、取組を示します。また、計画について理解を深めるため、概要版や動画の作成、広報など取組を進めていきます。
7	第1章			今後の環境政策に脱炭素をめざし、数年後には排出量をゼロにしたいなどの計画目標が何も書かれていない。環境づくりの基本は個人、行政、事業者、それぞれの環境づくりに対する理解と実践そして一人一人の活動の基に持続可能な社会ができます。第四次基本計画でも具体的な計画案が出ていません。ボランティアや人材発掘などの具体案も欲しい。	資料編又は行動計画	本計画では、めざす環境像とその環境像の実現に向けたまちの姿、施策の方向とその目標について示し、それらの進捗を図る成果指標を定めています。具体的な取組は、行動計画の中で示します。
8	第2章	第1節 (1) めざす環境像	9頁	めざす環境像をもっと具体的に書いてほしい。 (理由) めざす姿の具体像を記さなければ、取組の内容も具体的ににならないと思う。	計画案どおり	本計画では、めざす環境像として、本市が目指す将来像を示しています。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
9	第2章	第1節 (1) めざす環境像	9頁	「持続的な発展が可能な都市」とは 今後の人口減少は自治体の計画だけではくい止めようがないのは事実です。 やはり人口減少に伴った縮減する予算に適應した計画が必要で、コンパクトシティー構想を久留米市なりに計画した集合住宅だけにこだわらず地域全体を考慮し都市計画も見直していくべきだと考えています。	計画案どおり	本計画では環境負荷が小さい都市への転換に取り組むこととしており、人口減少の視点も踏まえることが重要と認識しています。ご意見は、施策を推進する上での参考とさせていただきます。
10	第2章	第1節 (2) めざす環境像と目指す環境像の実現に向けたまちの姿	9頁	自然と人間とが共生し、持続可能な発展が可能でしたらまず農家さんへのサポート、新規就農者へのサポートを積極的にお願います。	計画案どおり	本計画では自然環境の保全や環境負荷の低減を図ることとしており、ご意見はこれらに関わるものと認識しています。今後、施策を推進する上での参考とさせていただきます。

No	章	項目	頁	意見の概要	区分	市の考え方
11	第2章	第1節 (2) めざす環境像の実現に向けたまちの姿	10頁	「市民や事業者などすべての主体が高い環境意識を持ち、自ら取り組み、連帯して行動するまち(環境先進都市)」の「環境意識」とはどのようなものか、具体的に挙げてほしい。まちの姿指標では、意識調査として省エネ・エコドライブ・ごみ減量など環境意識が挙げられているので、きちんと明示すべき。 (理由) 環境意識とはどのようなものかきちんと挙げて取組をすることで、市民への意識づけになると考えるので。	計画案どおり	本計画では、めざす環境像の実現にむけたまちの姿で、久留米市のあるべき姿、方向を示しています。ご意見は、施策を推進する上での参考とさせていただきます。
12	第2章	第2節 基本目標 基本目標③ 自然共生社会の構築	12頁	「自然共生社会の実現に向けて豊かな自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組みます」 その通りだと思いますが、例えば久留米市で進めたZEBやZEH化は進んでいません。 久留米市としてその計画を進めるアドバイザーを設け市民がより利用しやすくするのは重要だと考えます。	計画案どおり	本計画では省エネルギーの推進とともに、再生可能エネルギーの積極的な導入や利用促進に取り組むこととしています。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
13	第3章	第3節 (1) 施策の方向 ②自然環境の持続可能な利用	12頁	「河川空間が全体的に調和した河川及び沿川環境の保全や創出について関係機関と連携し流域治水対策を進めます。」国との連携が必要で市長は良く協働してあると思います。	その他	ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考にさせていただきます。
14	第3章	第1節 脱炭素社会の構築～温室効果ガスを減らす～	13頁	現在、久留米市の環境政策は、ZEHやEVなど電化と省エネを中心に進められていますが、基本的にはその路線を継続されることが適切であると考えます。 ・平成23年開催の「第3回久留米市地球温暖化対策協議会」の資料、P4には市民の役割として「木質チップや薪ストーブなどバイオ燃料の利用」が挙げられていますので、最新の知見について情報提供いたします。 令和8年現在では、木質バイオマス利用、とくに一般家庭での薪ストーブ等の使用については、健康面・住環境面でさまざまな問題が指摘されています。 環境政策においては、CO ₂ 削減だけでなく、市民の健康や生活環境への影響も十分に考慮する必要があります。久留米市にはこれまでどおり省エネ・蓄エネを中心とした政策の継続が妥当だと考えます。	その他	基本目標1 施策①「再エネ・省エネ・蓄エネの普及」において施策の方向を示しています。いただいたご意見の趣旨も踏まえ、今後も脱炭素社会の実現に向けた取組を進めていきます。
15	第3章	第1節 (1) 施策の方向 ②環境負荷が小さい都市への転換	14頁	「老朽化施設や被災建築物からのアスベスト対策」を新しく追加。 (理由)空家や公共-民間施設等、アスベストを含む建築物の解体が今後大幅に増加すると考えられる。解体時の建築物や災害時の被災建築物からのアスベストの飛散対策を施策化してほしい。	原案に記載あり	アスベスト対策など大気汚染については、第3章第4節で生活環境の保全に取り組むこととしています。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
16	第3章	第1節 (1) 施策の方向 ②環境負荷が小さい都市への転換	14頁	「電気自動車などの次世代自動車の普及促進や自動車から公共交通機関・自転車・徒歩への転換促進を図ります。」このことに賛同しますが、道路事情の改善なくして転換は図れず、環境部だけでなく久留米市全部署での計画が必要だと考えます。	計画案どおり	本計画では環境分野における施策の方向性を示しています。ご意見は、施策を推進する上での参考とさせていただきます。
17	第3章	第1節 (1) 施策の方向 ②環境負荷が小さい都市への転換	14頁	「ZEHやZEBなど環境負荷を考慮した建築物の普及を促進し、建築物の脱炭素化を図ります。」 利用しやすいアドバイザー設置等の制度が必要だと考えます。	計画案どおり	本計画では省エネルギーの推進とともに、再生可能エネルギーの積極的な導入や利用促進に取り組むこととしています。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。

No	章	項目	頁	意見の概要	区分	市の考え方
18	第3章	第1節 (1) 施策の方向 ②環境負荷が小さい都市への転換	15頁	「地域で作ったエネルギーの地域内利用(エネルギーの地産地消)」について、具体的に地産地消エネルギーを書いた方がわかりやすい。例えば、佐賀県神埼町では、小水力発電を行い地産地消エネルギーに成功しています。久留米は、筑後川という貴重な大きい財産があります。それを活用した取組の紹介などしたら、よく理解でき取組のきっかけになると思います。 (理由)地産地消という言葉だけでは、理解し行動につながらないから。	資料編又は行動計画	エネルギーの地産地消について、久留米市内で行われている事例について、資料編の中で示します。
19	第3章	第2節 循環型社会の構築～資源を大切に～	18頁	「今後も、久留米市内すべてのごみの市域内処理と共に災害ごみの処理を念頭に、…」に下線の文言を挿入。 (理由)ごく一部の市民にごみ減量すれば、ごみ処理施設は2か所体制をとらなくてもよいという意見がありました。しかし、令和2年6月・7月2回にわたる豪雨による災害は人命を奪う大きな被害をうけました。災害ごみも大量に発生しました。しかし、久留米市はごみ処理施設が完備していましたので、他の自治体や民間にごみ処理を出さなくてすみました。ご教訓を生かしていかなければなりません。地球温暖化に伴い気候変動が大きい中、いつ起きるかかわからない災害、災害対策をしても予想を超えるものがあります。	原案に記載あり	「すべてのごみ」に災害ごみも含めて記載しています。災害ごみの適切かつ迅速な処理は重要であると認識しています。いただいたご意見の趣旨も踏まえ、今後も安定したごみ処理体制の構築に取り組んでいきます。
20	第3章	第2節 循環型社会の構築～資源を大切に～	18頁	久留米市の人口は2016年をピークに減少を続けており、2025年で2015年比で5.2%減、計画最終年度の2030年には9.7%減、2040年だと17.0%減と予測されていると思います。この人口減少を前提に考えると現状のインフラ施設の維持は困難であり、いずれコンパクトシティを目指さなくてはならないと思います。環境基本計画の策定にあたっては人口減少に対処するための市域のゾーニングやライフラインの維持について環境面からのアプローチも必要と思います。また今から考えておかないと間に合わないと思います。	計画案どおり	持続可能な地域社会づくりにおいて、人口減少を踏まえたアプローチは重要であると認識しています。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
21	第3章	第2節 循環型社会の構築～資源を大切に～	18頁	マンションの各家庭でデスポーザー処理された生ごみをバキュームカーで搬送し、下水浄化センターの消化槽に受入れバイオガス発生量を増やしガス発電能力を増強してバイオマスエネルギーを回収する。 生ごみは水分が80～90%を占め、季節により量が変動するため、可燃ごみの発熱量を低下させるため、各家庭から生ごみ以外をごみ収集袋で集めることが出来れば、ごみの質を均一化し、ごみ焼却施設の安定運転ができる。 30万人全ごみ量を処理する豊橋市(59t/日)、長岡市(65t/日)と同じ規模のバイオマス施設を建設。久留米市南部浄化センターは広域の下水道施設として計画されたが、将来の人口減、広域の下水道の維持管理費のアップが予想され、下水道整備が縮小され、水処理施設の余裕が発生したはず。それを有効に使うことで施設の建設費削減、維持費削減が図られると同時にエネルギーも回収が可能となる。	計画案どおり	久留米市では、生ごみの発生抑制を最優先とした取り組みに努めてまいります。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
22	第3章	第2節 循環型社会の構築～資源を大切に～	18頁	久留米市はバイオマス産業都市構想を目指すべきである。久留米市は福岡県最大の農業生産額地域である。福岡県最大級のバイオマスを生産し、同時に売れなかった野菜、稲・麦わら、もみ殻、大豆茎殻、農地の草や筑後川の草、畜産廃棄物、30万人の残飯、生ごみを資源として活用するために、バイオマス産業都市構想を目指すべきである。久留米市には他市よりバイオマスの量のポテンシャルがあり、バイオマス循環社会を作る、持続する多くの学識経験者として、久留米大学、久留米工業大学、国立久留米工業高等専門学校があり、ゴム産業を支えてきた企業もある。人材も困らない。	計画案どおり	持続可能な地域社会づくりにおいて、バイオマス等の活用は重要であると認識しています。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。

No	章	項目	頁	意見の概要	区分	市の考え方
23	第3章	第2節 (1) 施策の方向	19頁	「高齢者などゴミ出しに困っている人への施策」を新しく追加。 (理由)自宅でごみ出しをできない高齢者や障害者、妊産婦などごみ出しに困っている人の施策はあるが、利用がなかなかされていない。これから増加する層なので快適に過ごせるような施策がほしい。	計画案どおり	今後の高齢化の進展や単身世帯の増加が見込まれる中、ごみ出しが困難な方への対応は課題であると認識しております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
24	第3章	第2節 (1) 施策の方向	19頁	缶、ペットボトル、新聞、雑誌、金属製品、布等の持込場所は無人にて受付する。無人での受付は対象外のものが入るかもしれませんが、根気よく指導していけば、正常な型になる。受付は担当地域の役員の方がいるため持込しにくいとの声が多く、人件費についても削減出来、円滑に運営できると確信しています。(顔見知りのため持込みにくい。)	計画案どおり	分別推進員制度は、ごみを集積所に排出する時点での徹底した分別を目的としており、ごみの減量やリサイクルを推進する上で重要であると認識しています。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
25	第3章	第2節 (1) 施策の方向 ①ごみの発生抑制・資源循環の推進	19頁	「リチウムイオン電池製品の回収を徹底します。」を挿入。 (理由)久留米市では市のホームページに「リチウム蓄電池とは」で市民に情報を提供されています。また、これまでに発火した事例も聞いたことはありません。しかし、実際は家庭リチウムイオン電池製品は眠っている状況が垣間見えます。情報が徹底しているとは思えません。収集車やごみ処設の火災の原因となりますので、取り組みをお願いします。	計画案どおり	リチウムイオン電池の適正な廃棄方法の周知については、課題であると認識しています。いただいたご意見の趣旨も踏まえ、今後国等の関係機関と連携した情報発信や市内イベントでの回収などの取組を進めていきます。
26	第3章	第2節 (1) 施策の方向 ①ごみの発生抑制・資源循環の推進	19頁	「様々な主体との…プラスチックごみや食品ロス、コストの削減を進めます。」に下線部を挿入。 (理由)様々な主体とは企業や会社を指し、コスト削減を目指すことで会社等の利益や経営を見直すこととなります。	計画案どおり	様々な主体には、事業者だけでなく、市民や行政なども含んでいます。コスト削減はごみ減量において重要な視点であると認識しており、ご意見は施策の推進や啓発の参考とさせていただきます。
27	第3章	第2節 (1) 施策の方向 ①ごみの発生抑制・資源循環の推進	19頁	生ごみの水切りを促進 ごみを燃やす釜が水分が多くると耐用年数が短くなり市民1人1人が協力していくことが非常に大事なことと思います。広報久留米、新聞、マスコミ、他色々の媒体を利用して”水切り推進”を押し進めて行くこと、回収車にもステッカーを貼るなどして市民の意識の高揚につなげていく事。周知徹底。他の自治体は20通り分類する等しているが、水切りは最低限協力すること。	計画案どおり	生ごみの水切りはごみ減量に有効な取組であると認識しています。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
28	第3章	第2節 (1) 施策の方向 ②ごみの適正処理	19頁	「再生利用などができないものを…再資源化を行うなど、衛生的に処分し適切に処理を行います。」に下線部を挿入。 (理由)日本は国土が狭く処分場の環境汚染を招かないようにするためです。	原案に記載あり	本市では、環境汚染を引き起こさないように、法令よりも厳しい自主基準を設けて、両クリーンセンターにて焼却処理を行っております。なお、今回の環境基本計画本文中で用いている”適切に処分”という表現には、上記内容を含んでおります。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
29	第3章	第2節 (3) 関わりが深いSDGs	20頁	5分野「ジェンダー平等」をいれる。 (理由)毎日の生活に関連することなので男女ともに意識することが大切です。	計画案どおり	本計画では、環境分野との関連性を踏まえ、関わりの深いSDGsを整理していますが、ジェンダー平等についても重要な視点であると認識しています。
30	第3章	第2節 (2) 成果指標	20頁	脱プラスチックの流れは世界的に見ても強力でありゴミの量は相当量減少していくと思います。その流れの中で市民一人一日当たりのごみ排出量の削減目標が小さすぎると思います。もっと思い切った削減目標を掲げて頂きたいと思います。	計画案どおり	世界的な脱プラスチックの流れは重要であると認識しており、久留米市においてもプラスチックごみの削減に努めています。ごみ排出量の削減目標は、過去のごみ排出量を基にした将来推計や今後の施策の削減効果から算出しています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。

No	章	項目	頁	意見の概要	区分	市の考え方
31	第3章	第3節 (1) 施策の方向	23頁	<p>生物多様性の保全・回復について、指標及び具体的施策を入れることを提案します。</p> <p>日本政府が策定している「生物多様性国家戦略」の5つの基本戦略のうち、基本戦略1「生態系の健全性の回復」の実現にあたっては、自治体での取り組みが非常に重要な役割を果たします。生態系はその土地の文化や歴史に根差すものであり、自治体での取り組みが国レベルの目標達成、ひいては国際目標の達成に直結します（「策定の手引き」p.9）。</p> <p>筑後川流域の中核都市である久留米市が積極的に生物多様性に取り組むことは、市の魅力向上（国内外からの知名度、企業誘致、グリーンインフラ投資・補助金獲得、住民の郷土愛・アイデンティティ形成など）のみならず、流域の他の自治体への波及の観点からも重要です。自治体で取り組みの地域戦略における記載について、その他の都道府県・市町村の事例を参考に、以下提示いたします。</p> <p>< 施策例 ></p> <p>(1) 生物多様性の保全に資する地域を、「保護区」や「OECM（または自然共生サイト）」として、制度による保全をかける</p> <p>[指標例：市域の〇%を保全する、市内で自然共生サイトが〇件を申請する又は認定される]</p> <p>生物多様性国家戦略2023-2030の閣議決定（2023年3月）以降に、改訂や策定を迎える地域戦略においては、保護区や自然共生サイトを通じた域内の保全など、「30by30」目標実現に資する活動を記載し、時相に合わせた内容にアップデートすることが重要と考えます。また、現時点では生物多様性地域戦略において、〇年までに〇%保全という数値目標を掲げている自治体はまだ数が多くないため、先進的な取り組みとして高く評価できます。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県岡崎市（「自然共生サイト」の申請件数を取組目標として掲げている例） https://www.city.okazaki.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/193/6.pdf ・兵庫県徳島市（定量目標として保護地域・OECMを掲げている例） https://www.city.toyooka.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/023/766/senryaku3.pdf ・北九州市（ネイチャーポジティブ経営に取り組む企業数が指標となっている例） https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_02006.html <p>(2) 企業や民間団体による「自然共生サイト」への申請を促進する活動として、市による説明会の開催や、市自ら土地所有者に働きかけを行う</p> <p>[指標例：自然共生サイトの説明会を〇回実施、連携増進活動実施計画を〇件登録など]</p> <p>上述の自然共生サイトへの民間の取り組みを促進するため、制度の周知に力を入れることも市として出来ることと考えます。</p>	計画案どおり	本計画では、30by30目標に向けたOECMや自然共生サイト登録などの施策を進めていくこととしています。ご意見は今後の取り組みや行動計画の指標の参考とさせていただきます。

No	章	項目	頁	意見の概要	区分	市の考え方
				<p>(3) 久留米市内の生物多様性上重要なエリアを抽出し、(もしくは近隣市町村や大学等と連携し)、生物多様性の視点も含まれた「空間計画」を作成する</p> <p>[指標例：生物多様性上重要な地域の特定が進んでいる(0,100%や0/1など)、特定されたマップが公開されている]</p> <p>重要なエリア抽出を通じて地域の現状把握を行うことで、地域の強みの再発見や課題整理に繋がることが期待されます(「策定の手引き」、p.12~13)。ここで把握された生物多様性上重要なエリアや自然環境保全地域等を、農業等の土地利用などと空間的に重ねて可視化する(空間計画の作成)することで、地域課題の諸要素を紐解くことにつながります(同p.19)。</p> <p>また、「空間計画」を備えておくことで、単に重要生息地の保全等に活用しうるだけでなく、公共工事などの土地開発の際に特段配慮すべき重要エリアの把握や、農地利用、クリークの生態系の連結性の改善、再エネ開発に適しているエリアを事前に示すなど、複数分野へ応用可能です。</p>		
32	第3章	第3節 (1) 施策の方向	23頁	久留米市に生育・生息する動植物(特にニッポンバラタナゴ、カワバタモロコ、ヒシモドキ、オニバス、コウホネなど、久留米市の生物相・景観上重要な絶滅危惧種)の多くが二次的な自然(水田・水路、小河川等)を利用していることに鑑み、P6に記載の他の計画(食料・農業・農村基本計画、緑の基本計画等)の所管部局や市が実施する流域治水プロジェクトと連携し、農業や治水の現場におけるネイチャーポジティブの促進を図ることが重要です。施策の方向においては、これらの要素を盛り込むことが望まれます。	計画案どおり	本計画は、環境分野に関する計画及び施策を総合的に推進するための計画であり、農業や治水等の関連分野との連携が前提となっています。ご意見は、ネイチャーポジティブの推進に取り組む上での参考とさせていただきます。
33	第3章	第3節 (1) 施策の方向性 ①生物多様性の保全	23頁	「市民や事業者などと行政が…配慮を促すための学習や普及啓発を…」下線部を挿入。 (理由)流域にどのような生物が生息しているかを知らねば保全にならないので学習の必要性があります。	原案に記載あり	学習の必要性については、第3章第5節で環境学習及び環境教育の推進を図っていくこととしています。また、資料編で、市内の生息・生育する生物や環境について調査した結果を記載することとしています。
34	第3章	第3節 (1) 施策の方向性 ①生物多様性の保全	23頁	「ネイチャーポジティブ経営…促進します」の後に「事業所・企業への啓発に努めます」を追加。 (理由)特に事業者や企業に担当者を置くなど取り組んでほしい。	計画案どおり	本計画では、経済活動の自然資本への依存と損失が社会経済の持続可能性に対するリスクであることなど理解を求めながら、ネイチャーポジティブ経営の理解や移行の促進を含めた啓発の取り組みも進めてまいります。
35	第3章	第3節 (1) 施策の方向性 ②自然環境の持続可能な利用	23頁	「次世代を担う…取り組みます。」の後に、「そのために自然環境保全の取り組みを、地域ぐるみで行うとともに全市民に参加を呼びかけます」に下線部分を追加。 (理由)高齢化等のため保全活動が無理になる地域がでてくることも考慮し、広報紙などで全市民に参加を呼び掛けることも大切ではないか。池町川の清掃等で全市民に参加を呼び掛け子どもたちも参加し効果を挙げていると聞いています。	計画案どおり	様々な主体が、地域ぐるみで環境保全の取り組みを進めていくことが重要だと認識しています。そのためにも、本計画で保全活動を担う人材の育成を図りながら活動が広がるよう推進してまいります。
36	第3章	第3節 (1) 施策の方向性 ②自然環境の持続可能な利用	23頁	「調整池や…保全と再生に取り組み、自然とのつながりを考えます。」に下線部を挿入。 (理由)まずは自然での生物多様性を把握し、自然環境、自然の条件を取り組む必要があります。	計画案どおり	自然とのつながりを考えていただくために、課題やどのような行動が生物多様性に寄与するかをコラムに掲載しています。ご意見は本計画の環境学習及び環境教育の推進に取り組む上での参考とさせていただきます。

No	章	項目	頁	意見の概要	区分	市の考え方
37	第3章	第3節 (1) 施策の方向性 ②自然環境の持続可能な利用	23頁	「河川空間が…流域治水対策を進めます。」をもっと詳しく記述する。 (理由)久留米市には河川が多く、毎年氾濫の危険性がある。治水対策をもっと詳しく記述してほしい。	計画案どおり	治水対策は、環境及び防災の面から重要と認識しています。治水対策の広報・周知等について関係部署と共有し、ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
38	第3章	第3節 自然共生社会の構築～ 自然との関係を大切に する～		生物多様性分野とゴミの関連の問題について。 久留米市には、極めて希少な淡水魚類が数多く生息しています。ニッポンバラタナゴ、カワバタモロコについては、様々な保全活動が実施されていますが、同じクラスの絶滅危惧IA類だけでも、アケギバチやセボシタビラもまだ残っている可能性があります。県内レッドリストで絶滅危惧IA類クラスのものが残っていることは、本当に素晴らしいことです。既に進んでいる2種に加え、特に絶滅リスクの高い種については、それらが福岡県から絶滅しないよう、県と連携しながら、筑後地域の生物多様性保全の中核として保全計画を進めて欲しいと考えています。	計画案どおり	希少な生物が生息・生育していることは市でも確認しており、現在、絶滅を回避するために福岡県と連携して希少な生物の生息域外飼育にも取り組んでいるところです。 ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
39	第3章	第3節 自然共生社会の構築～ 自然との関係を大切に する～		久留米市は大きな街でありながらも、市街地ですら各校区稀有な自然環境を有しています。環境学習の場としても、久留米市の名前を冠したニッポンバラタナゴの存在など、活かせる要素は少なくないと感じます。いくつかの学校のPTAの方々とお話する機会もありましたが、そういった環境学習への関心も高く、潜在的な需要は大きいものだと感じています。 そういった体験の場を設けるような仕組みがあれば、久留米市の環境と福岡県の生物多様性アドバイザー制度などと組み合わせると質の高い学習の場を提供出来るのではないかと考えています。	計画案どおり	市では、自然観察会など環境学習の機会の提供を行っています。 本計画でも、環境学習の促進を図ることとしており、体験の場を設けるような仕組みの充実については、今後の参考とさせていただきます。
40	第3章	第3節 (2) 成果指標	23頁 24頁	「生物多様性の保全」および「自然環境の持続的な利用」に関する施策の進捗評価について具体化いただきたい。 現在、p.24(2)成果指標としては「自然や生きものを守るための活動や行動をしている人の割合」が記載されていますが、p.23の施策それぞれの重要性が高いことから、施策の達成を担保するためにも個別の指標を増やすことが適切です(策定の手引き) p.15～18「ロジックモデルの構築」、p.20「状態目標・行動目標の設定と施策の検討」が一助になるかと思慮します)。 例えば、(1)『2次久留米市生物多様性地域戦略～くるめ生き物プラン～』で掲げられていたような「森林整備累計実績面積」を記載すること、(2)啓発活動については「自然観察会の開催回数・参加者数」、(3)ネイチャーポジティブ経営については「市の環境施策に対する経済的支援含め協働して活動する事業者数」などに具体化することが良いのではないのでしょうか。 特にネイチャーポジティブ経営への理解促進に関しては、(3)のように、具体性のある目標を掲げて市政の戦略的方向性を示すことで、行政として企業に対して一貫したメッセージを発信しやすくなり、結果として企業への働きかけも容易になるのではないかと考えます(同p.6～7、「1. 地域戦略を策定するメリット」では、企業からの投資の誘引に活用可能であることが挙げられています)。	資料編又は行動計画	ご意見は行動計画の中で、「生物多様性の保全」及び「自然環境の持続的な利用」に関する施策の進捗評価をする上での参考とさせていただきます。

No	章	項目	頁	意見の概要	区分	市の考え方
41	第3章	第4節 快適な生活環境の保全 ～暮らしを心地良くする～	26頁	公共物周辺等の不法投棄物回収に関する公費負担制度の策定 現在、消火栓付近などの公共性の高い場所に不法投棄された物品について、原因者特定が困難な場合、土地管理責任として個人や地域に処理費用の負担を求められるケースがあると伺っております。不法投棄の防止が最優先であることは重々承知しておりますが、善意で活動する市民に負担を強いることは、活動の停滞を招きかねません。 つきましては、不法投棄の発生状況や「適切な投棄物ではない」という証跡（写真等）を提示・証明できた場合に限り、市が公費にて回収・処分を支援する制度の策定を強く要望いたします。これにより、市民と行政が一体となって「負の遺産」を早期に取り除ける美しい街づくりを目指すべきだと考えます。	計画案どおり	久留米市では、廃棄物の適正処理及び不法投棄の発生防止の取り組みに努めてまいります。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
42	第3章	第4節 (1) 施策の方向 ①健康で安全な生活環境の保全	26頁	①健康で安全な生活環境の保全に「市内の事業所・企業にボランティア休暇の設置を求めます」の項目を追加。 (理由)超高齢社会を迎え、高齢者が多くなると環境を良くする取り組みに携われる人材が少なくなる。地域の環境を守るために事業所・企業にも取り組んでほしい。	原案に記載あり	本計画では、第3章第5節において、市民や事業者などとの協働による環境配慮活動の広がりや人材育成などに取り組むこととしています。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
43	第3章	第4節 (1) 施策の方向 ②みどり豊かで美しい都市環境の形成	27頁	活動の「見える化」によるインセンティブ（報酬）制度の導入 クリーンパートナーの貢献度を数値化・可視化し、活動意欲を高める仕組みの導入を提案します。 現在運用されている「くるめ健康のびのびポイント」のように、ゴミ拾い活動をポイント化し、一定以上貯まった場合に市内の公共施設利用券や地域振興券、あるいは環境配慮型の商品と交換できる等の報酬制度を設けてはいかがでしょうか。「ボランティアの善意」に頼るだけでなく、目に見える形での評価制度を設けることで、既存パートナーの継続維持とともに、若年層を含む新規参加者の拡大が期待できます。	計画案どおり	市民による自主的な環境美化の活動は、地域の環境保全を支える重要な取組であると認識しています。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
44	第3章	第4節 (1) 施策の方向 ②みどり豊かで美しい都市環境の形成	27頁	Instagramを活用した報告業務の簡素化とAI集計の導入 現在、市が推進されている「#くるめインスタごみ拾い」のさらなる活用と、活動報告のDX化を提案します。 Instagramに投稿された内容をAIで自動集計・分析するシステムを導入し、それをそのまま従来の「年度報告書」の代替、あるいは補完データとして活用する仕組みです。 これにより、パートナー側の報告事務作業の負担を軽減できるだけでなく、SNS上での活動露出が増えることで、取り組みの認知拡大や市民のモラル向上を同時に図ることが可能となります。	計画案どおり	クリーンパートナーについてSNSを活用した情報発信は活動を広く共有し、市民の関心や参加を広げる手段であると考えています。また、活動報告の負担軽減についても重要であると認識しています。ご意見は、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
45	第3章	第4節 (1) 施策の方向 ②みどり豊かで美しい都市環境の形成	27頁	「河川から海洋へのプラスチックごみ流出による汚染防止のため、ポイ捨ての抑制や美化活動の推進に取り組めます。」 大事ですがどの様に取り組むのでしょうか？	その他	本計画では、環境意識の啓発や市民・事業者との協働による、ごみの発生抑制に取り組むこととしています。ポイ捨ての防止に向けて、普及啓発や、地域と連携した取組を進め、河川等を通じた流出抑制につなげていきます。
46	第3章	第4節 快適な生活環境の保全 ～暮らしを心地よくする～	27頁	クリーンパートナーなどボランティアの人たちの意見を聞き、ポイ捨てなどが目立つ場所にステッカーなどを掲示し注意を促したら効果があると思います。	計画案どおり	本計画では、クリーンパートナーをはじめ、様々な主体との協働を通じた地域の環境美化を掲げています。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。

No	章	項目	頁	意見の概要	区分	市の考え方
47	第3章	第4節 (1) 施策の方向 ②みどり豊かで美しい都市環境	27頁	調査の際などに川に立ち入ることが多々ありますが、様々なゴミを見かけます。多くはポイ捨てに起因するものだと思いますが、特に市街地周辺では目立ちます。クリーンパートナー制度は素晴らしい制度ですが、活動が不定期な場合や市外在住で筑後川や久留米市の自然環境に強い愛着のある人が使いにくいとも感じています。 特に、仕事の都合などで福岡市周辺に住んでいるけれど、学生時代に久留米で過ごし、この街に関わりたいたいと思っている人もいます。 ゴミ問題に限らずですが、生物多様性や自然環境に関わる分野での、久留米市の関係人口はまだまだまだかなり伸ばせる要素を持っていると考えています。何かしらの、市外の人が関われる入口となる制度があると良いと感じます。	計画案どおり	本計画では、様々な主体との協働により、環境保全の取組を推進することとしています。様々な主体の参画のあり方について、施策を推進する上での参考とさせていただきます。
48	第3章	第4節 (3) 関わりが深いSDGs	27頁	5分野(ジェンダー平等)を追加(理由)ボランティア休暇など働き方は男女でともに考えることです。	計画案どおり	本計画では、環境分野との関連性を踏まえ、関わりの深いSDGsを整理しています。ジェンダー平等についても重要な視点であると認識しており、ご意見は施策推進に取り組む上での参考とさせていただきます。
49	第3章	第5節 協働による持続可能な地域社会づくり ～全員参加型の取組を進める～	29頁	貴市が掲げる「自然と人間が共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米」という将来像に賛同いたします。特に、市民や事業者など多様な主体が連携し、自ら行動することを重視されている点や、環境教育・環境学習を通じて次世代へとつなげていく姿勢は、持続可能な地域社会の実現に不可欠であると考えます。これまで、久留米市と協働し、毎年、久留米市在住の小学生とその家族を対象とした環境イベントを実施してきました。 本イベントでは、子どもだけでなく保護者も一緒に参加することで、家庭内での環境保全意識の醸成や日常生活での行動変容につながることを目的として取り組んでいます。こうした体験型の環境学習は、計画に示されている「自ら学び、理解し、行動につなげる高い環境意識の醸成」や「協働による環境配慮行動の拡大」を具体的に実践する有効な手法であると実感しています。 今後、本計画を推進していくにあたり、行政・事業者・市民が連携した継続的な環境教育の場づくりや、既存の協働事例を横展開していく仕組みが一層充実することを期待しています。 事業者として、これまでの取組を生かしながら、引き続き久留米市と協働し、次世代を担う子どもたちとその家族の環境意識向上に貢献していきたいと考えています。	その他	環境教育や環境学習は、次世代を担う人材育成や、環境意識を向上させる上で重要な取組です。今後も、様々な主体と協働し、環境学習、環境教育の充実を進めていきます。
50	第3章	第5節 (1) 施策の方向 ③協働による環境配慮活動の拡大	30頁	「市民や事業者などを含む地域社会を構成する様々な主体とのネットワーク形成の基盤づくり、環境配慮活動の広がりや環境保全活動を担う人材の育成などを協働で行いながら、活動の活性化に取り組めます。」 自治会等との共同が必要ですが積極的に自治会加入を進める施策を進めてください。このままの体制で自治会が消滅し地域が崩壊すると協働は望めないと考えます。	計画案どおり	地域における協働での取組には、自治会等をはじめとした地域のつながりが重要であると認識しております。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
51	第3章	第6節 重点テーマ	32頁	第3章第6節で掲げられている「協働の深化に向けた場や行動変容が加速する仕掛けづくり～変えるのは世界ではなく、私たちの行動～」には強く賛同します。どんな対策をするにも人づくりが基本中の基本だと思います。	その他	環境問題の解決には、市民・事業者・行政など様々な主体が連携し、一人一人が主体的に行動していくことが重要です。 今後も市民一人ひとりの環境配慮行動の拡大につながるよう、様々な主体との協働による環境教育や普及啓発の取組を進めていきます。
52	第3章			取組部署が書かれていないので、書いてほしい。 (理由) どの部署でどう企画し、どの部署でどう推進していくのかなど、市民に分かりやすい形ですすめてほしい。	資料編又は行動計画	今後、策定する行動計画の中で示します。

No	章	項目	頁	意見の概要	区分	市の考え方
53	全体			<p>※環境基本計画には広く環境に関わる計画が盛り込まれていますが、本意見は、生物多様性地域戦略に関連する要素（「第3節自然共生社会の実現～自然との関係を大切に～」）に限定して行うものです。</p> <p>（意見1）環境省の作成する「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改定版）概要」と整合性をもたせる形で、生物多様性地域戦略を第四次環境基本計画に組み込むことを提案いたします。</p> <p>(https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/files/tebiki_gaiyo.pdf)</p> <p>人間生活は、健全な生態系から得られる恵みを受けて成り立っています。そのため、「生物多様性地域戦略」においては、単に生物多様性や自然資本の保全に関する事項に限らず、様々な社会経済活動を包含した計画づくりが肝要と考えます。生物多様性戦略を内包する本環境基本計画においては、地域の魅力と持続可能性の向上や、地域課題の解決や地域活性化につながる地域計画となるよう、環境省「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改定版）概要版」（以下、「策定の手引き」）の要素を組み込むことを提案します。</p>	原案に記載あり	本計画は、生物多様性や自然資本を保全・管理することは魅力ある持続可能な地域づくりの土台であるという認識のもと、社会経済活動等の事項を含めた内容となっています。本計画の推進により、地域の課題解決等につながるよう、取組を進めていきます。
54	全体			<p>計画のなかに字やイラストを増やしてほしいです。子どもにも読んでもらえるようにと教科書のように作成したと聞きました。文章の配置や色使いもよいと思います。専門用語の理解が難しく、たとえば1ページの「環境収容力」は言葉での説明より図のほうが視覚的に理解しやすいと思いました。</p>	計画案どおり	本計画では、多くの方に理解いただけるよう図表等も活用しておりますが、紙面構成などのバランスを踏まえ作成しています。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
55	全体			<p>文章の主語に、「久留米市民は」「私たちは」のような表現を増やすと読んだ人が当事者意識を持つのを促せると思いました。</p>	計画案どおり	本計画では、市民・市民団体・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、主体的な取組の促進を図ることとしています。ご意見は施策を推進する上での参考とさせていただきます。
56	全体			<p>取り組みの拡大の仕方として、市の様々な機関（えるピア、図書館）と連携するとよいと思います。環境以外の分野の社会課題に関心がある人に、その分野と環境課題のつながりを示すと、環境課題に特化して関心がなくとも緩やかに関心を持って取り組む人が増えるのではないかと。</p>	計画案どおり	本計画では、めざす環境像の実現に向けた重点テーマとして、行動変容が加速する仕掛けづくりを掲げています。ご意見は取組拡大の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
57	全体			<p>mRNAワクチン（遺伝子製剤）の治験や企業が久留米市にあるようですが市民の許可得てるのですか？</p> <p>海外では安全性が確認されていないものをなぜ日本人に打たせるのですか？岸田元首相が日本をもっと治験しやすい国に、治験大国にすると言ったからですか？</p> <p>コロナワクチンは海外では1、2回で接種中止させたものを日本では未だに打たせるのですか？</p> <p>そこまで言って委員会でおミさんがコロナワクチンに効果はなかった笑いながら言っていますが、市民の命国民の命の代償に医療利権で儲かりますか？</p> <p>日本人の超過死亡数を確認してください。</p> <p>もし環境政策課の方が良心のある日本人でしたら担当ではないと言ってスルーせず久留米市から日本を守ってください。このままでは日本がなくなります。どうぞ宜しくお願いします。</p>	その他	本計画は環境負荷の低減や持続可能な社会の実現に向けた施策を中心に定めています。ご意見の趣旨は、本計画の主な対象とは異なりますが、市政に関するご意見として受け止めさせていただきます。